

午前 9時58分 開 議

○委員長（高橋政実君） おはようございます。定刻2分前ではありますが、おそろいでありますので、これより予算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、議第2号から議第9号までの8件の審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、議第2号 平成29年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

初めに、歳出全般について質疑を行います。質疑お願いいたします。

佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） お願いいたします。245ページ、中ほど13節委託料、国保標準システム導入委託料、これどういった内容のものであるか、趣旨であるか、また発生の理由等教えてください。お願いします。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） お答えいたします。

平成30年度よりご存じのとおり国保の財政運営主体が県が保険者となるということに伴いまして、現在胎内市で利用している国保システムを標準処理システムということで、事務管理システムの連携を行うための準備経費ということで、これにつきましては、国庫補助金で10分の10の補助金で計上させていただいたものであります。よろしくようお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 247ページで、用語に対して確認させてもらいたいのですけれども、上から2つ目で退職被保険者等療養給付費の退職被保険者ってどういう人なのか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 退職医療制度ということで、予算計上上は退職被保険者療養給付費、高額療養費ということで区分されてございます。これについては、平成20年度の医療制度改革により退職医療制度ということで、会社を定年退職して64歳までの間、個々に退職して移行した方の給付費の負担を国庫会計のお金ではなくて、被用者保険ということで、前に在職していた協会健保ですとか、健保組合のほうからお金をいただいて給付するものということで、一般被保険者と退職被保険者を区分しているものでございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 259ページ、委託料でジェネリック医薬品差額通知書作成委託料ということで載っております。医療費は年々増加して歯どめのきかない状況ではありますが、ジェネリック

医薬品の利用率は年々上昇しているのかどうかお願いします。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） お答えいたします。

ジェネリック医薬品の利用率ということで、市におきまして年4回ほどジェネリック医薬品を使用された場合について、医療費がこれだけ自己負担も含めて軽減されますという通知を行い、いろいろ普及啓発をしているところでございます。これにつきまして利用率ですけれども、数量ベースで最新の情報で胎内市の場合61.2%という数字でございます。全国、県の平均はというと、胎内市よりもちょっと上なのですけれども、全国が66.2%、県が68.0%という数字でございますので、さらにジェネリックの普及について広報活動、普及啓発活動を差額通知という通知書だけではなくて、ジェネリック医薬品の希望カードというものもございます。それをはかりつけの先生なりに提示した場合、先生のほうからジェネリックについても検討してみようということもできるわけですので、そういうカードについても市報等で普及を全国平均、県平均並みに上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 差額通知書は何名ぐらいに出されていますでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） ジェネリック差額通知につきましては、約4,500通ほど年3回送付しておりますので、4,500掛ける3回ということをお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 246ページお願いします。保険給付費なのですけれども、今回約20億円ということで前年よりも1,400万円予算的には減るということで、私も調べてみたのですけれども、25年決算で23億4,000万円、26も同じ、27当初も同じで、28、29だと20億円ということで3億円くらい下がってきたわけですね。だから、そういうことを考えると、医療費が上がって給付費が伸びた、伸びたということが正しいのかどうかという、そういうこと言っていないかもわかりませんが、その辺はどういうふうに見ていますか。減っていますよね、給付費。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 丸山委員おっしゃるとおり、総額の保険給付費に関する予算、決算もそうですけれども、年々減ってございます。これにつきましては、被保険者数が減っているということが大きな要因でございます。毎年500名程度、3%ぐらいずつ被保険者の数が減少してございます。それに伴う予算、決算の給付費の減ということでご理解いただければと思います。これを被保険者1人あたりに換算いたしますと、27年度が29万9,111円、28年度が見込みでございまして、31万1,431円、今回29年度当初予算におきましての被保険者数1人当たりの給付費として32万361円の1人当たりの給付費を見込んで予算計上させていただきましたので、よろしく

お願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 259ページ、19節の負担金補助及び交付金の中で補助金、人間ドック助成金2,465万円上がっていますが、これについては何名を対象にしているかお聞かせください。

それともう一点、人間ドックの同じく助成なのですが、130万円ですか、上がっていますけれども、こちらは恐らく昨年の実績等に基づいて積算していると思うのですが、受診者実績、28年度の実績をお聞かせください。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 小野委員の人間ドックの助成金でございます。人間ドック助成事業補助金2,465万円につきましては、964人分の補助金ということで見込んでございます。脳ドックの助成事業補助金につきましては、70名分の補助金。これは、中条中央病院のMR I 導入に伴いまして、大幅に増やしてございます。胸部・腹部C T助成事業補助金につきましては、270人分の補助金の予算を計上させていただきました。ちなみに、27年度の実績のほうですけれども、人間ドックが1,025名、脳ドックが47名、胸部・腹部C Tが257名の予算ということで、人間ドックだけは若干人数的には減少しましたけれども、脳ドック、C T助成事業につきましては、対象人数を増額させていただいた補助金を計上させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋政実君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 確認なのですが、脳ドックの場合、当然ドックで受けるのですが、そのよしあしについてはドクターが常駐していますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 脳ドックの読影ドクターですけれども、週に1回専門の医師が中条中央病院のほうに来られまして診断しているというような状況でございます。

○委員長（高橋政実君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 脳ドックなのですが、民間といたらあれなのだけれども、坂町に佐野医院というのがありますね。あそこで脳のほうの検査した場合、それは補助を受けられるのですか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 坂町の佐野医院さんにつきましては、市の脳ドックの助成対象の医療機関にはなってございません。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願ひします。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 217ページの総括表の中で1番の保険税と10番の繰入金について2点質問させていただきます。最初の説明の中で、被保険者が昨年に比べて300人今回減ったよという説明がありましたが、その部分で将来的にどんな形なのかなということと、できれば今7,200人の被保険者おられるのですかね、その辺の平均、年齢的なものとか、所得とかというのは把握されているのかどうか。それと、10番の繰入金、今回昨年に比べて約4,000万円ほど増えているのですが、本来であれば健康保険というのはその収入と支出で賄うのが本来なのでしょうけれども、なかなか保険料も高くなるから、一般会計から繰り入れるという形で保険料を抑制しているというか、安くしているのでしょうか、この辺が他市町村というか、来年から今度県の運営になりますよね。そういった部分も考えて他市町村とどのくらいの繰り入れの割合というか、兼ね合いがどうなのかなということをお聞かせいただきたい。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 薄田委員のご質問でございます。1人当たりの保険税、市町村によっては保険料のところもございますけれども、28年度におきましては、1人当たりの保険税が七千数百人の被保険者で割り返すと10万542円という保険税になります。これにつきましては、28年度の県内30市町村の順位で申し上げますと16位ということで、ちょうど中間ぐらいに位置してございます。今回税率改正ということで、29年度から税率改正で1人当たりの保険税が10万8,956円というふうに見込んでございます。なお、これにつきましては、前年所得ベースで賦課をいたしますので、あくまでもまだ推計ということで確定ではございません。ただし、28年度の県内の保険税、保険料と比較するとどういう順位づけになるのか申し上げますと、今現在7位か6位ぐらいに上がるということでございます。県内の市町村におきましても、4市町村ほど来年度の保険税、保険料の見直しを検討してございます。その値上げ幅なりがどれぐらいになるのかによって順位が変動していくことが予想されます。先ほど丸山委員の質問でお答えしたように、来年度の1人当たりの保険給付費につきましては、32万円ほどで見込んでございます。胎内市の保険給付費の順位が26、27、28とどういうふうに移しているかという、県内30市町村で7位、6位、9位ということで推移してございます。順位的なことではございますが、負担と給付のバランスを考えた場合、順位的には負担と給付のバランスが均衡がとれているということになろうかと思っております。

今回薄田委員おっしゃるように、一般会計から繰入金ということで、その他一般会計繰入金ということで4,500万円繰り入れさせていただいてございます。これにつきましては、保険給付の不足分を補うための給付準備基金が180万円ほどしか残ってございません。28年度で2,000万円取り崩す予定でございますので、180万円しか残っていないと。繰越金も例年ですと1億円以上の前年度繰越金があったものが、28年度におきましては7,000万円、今回29年度の繰越金は5,000万円と

ということで考えてございます。国保の今の現行の保険税でプライマリーバランス、負担と給付のバランスを考えた場合、今まで1億5,000万円ほどの、一般会計からもらわないでやるには、繰越金と給付費を取り崩して1億5,000万円あれば現行の保険税で賄えたわけですがけれども、繰越金が5,000万円しか計上、今予想ではできないと、来年度予算は。給付準備基金は180万円しかないといった場合、1億円弱が収支均衡とするためには必要になってくるわけです。そのために一般会計から4,500万円、今回保険税率の見直しということで賦課ベースで6,000万円、そこで収納率がございまして、約5,700万円ほどの収入を見込んで1億5,000万円の財源を確保して、保険給付費の負担と給付のバランスをとるような形での29年度予算にさせていただいたということでご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと国保税に加入されている方の平均年齢ですけれども、年齢構成で申し上げますと、ちょっと細かいのですが、やはり60歳以上の方の割合が約62%、半数以上を占めているという状況でございますし、年々300名ずつ被保険者数が減少しているということでございますけれども、74までは国保ですね。75から今後後期高齢に移行するというので、だんだんと高齢化が進んでいきます。そうすると、75からは後期高齢者医療制度に移行しますので、その分人口減も含めて国保の被保険者数が減っていったということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ありがとうございます。非常にやはりこれから厳しいというのがよくわかったんですね。あともう一つ、こんな形で人口減少、高齢化という部分でだんだん被保険者が減るという部分で、今度30年から運営が県になると。それも同じような扱いで保険料も各市町村別になってくるというふうにご考慮よろしいのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 薄田委員さんおっしゃるように、県が30年度から保険者ということで、保険税、保険料の算定をいたします。どういうふうにご算定するかということ、将来的には新潟県統一の保険税や保険料ということで見てございます。ほかの都道府県によっては、30年度から一律の保険税、保険料でスタートするところもあるというふうにご聞いておりますけれども、新潟県におきましては、所得格差ですとか、医療の地域格差というのが最大で1.7倍あるところで、一律に線引きはできないだろうという方針で、30年度スタート時点では所得格差、医療格差を含めて市町村ごとの保険税、保険料でスタートするという方針で決まっております。

では、その医療格差、所得格差で保険税を算定となった場合、県が最初に胎内市さんはこれぐらいの医療給付費がかかるから、これぐらいの保険税、保険料が必要だということによって標準給付費額が示されます。だから、保険税はこれぐらい下さいというふうな標準保険税率というのが提示されます。それを市町村で勘案して、実際県の言うとおりに賦課するのではなくて、やはり軽減しなければいけないとか、低所得者の方に配慮しなければいけないということもあると

思います。標準保険税率というのは、あくまでも参酌標準ということなので、保険税率の最終的な決定権は市町村にあります。その決定をした上で賦課徴収も今までと同じように市で行って、その納めたお金を県に納付するという形に変わっていきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。そうしましたら、平成30年度から各市町村別で、今でも違うのでしょうかけれども、かなりの格差が生じて、保険税の部分は高いところ、低いところ、下越の一带の中でも出てくるということで、ある程度住所を移すとか、そういったものが懸念されるということで考えてよろしいのでしょうか。今いろいろ住みやすさとかあるではないですか。やはり住民だったら安いほうをみんな選びますよね。そういう部分で比較になると思うのですが、その辺の考慮というか、胎内市もしていかなければいけないと思うのですが、そういう部分ではお考えとかあるのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 市でも軽減をどうするかということでの議論は、新たな胎内市の県から提示される標準保険税率がどれぐらいになるのかということもあろうかと思います。最初に申し上げたとおり、30年度からは一律ではなくて市町村ばらばらでまずスタートしますと。そうすると、市町村ごとに格差が生じますと、余りにも大きい格差が生じる場合も想定されますので、今県の市町村の担当を集めたワーキング部会の中で激変緩和措置についていろいろと検討しております。その激変緩和措置の中で開きをどこまで抑えられるかと。そこから先は、市町村での保険税の決定ということで、どれぐらい軽減していくかということについては、そこから先は市町村の判断ということになっていくのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 220ページの国保税の問題ですけれども、先ほど課長の説明で、保険給付費が年々減っているという、ほぼ横ばいで来ていますよね、20億円ぐらいで来ています。23億円あったのに20億円ぐらいでどうなのだろうということでお聞きしたら、1人当たりの医療費は増えているのだという答弁でした。それで、保険税のほう、これは今度負担する側の問題になりますけれども、これを見ると、これもほとんど7億円前後ですよ。若干減っていますけれども、そうなのです。だから、加入者の負担というのは頑張って納めているけれども、給付費はそれほど増えていない。では、どこで不足分が出てくるのだろうと私は単純に思うのですけれども、その辺はどういうふうに分かっていますか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 丸山委員おっしゃる今回の予算ベースの総額で見ますと、給付費自体は減ってきていますし、保険税も減っているということだと……

○委員（丸山孝博君） そんなに減っていない。税は減っていない。

○市民生活課長（田部雅之君） あくまでも私が今回の予算計上に当たって配慮させていただいたのは、1人当たりの保険給付費が今年度が31万円、来年度が32万円ということで見させていただきますので、給付費がかなり伸びているというところで、被保険者の割合は減っているわけですので、総額的には1人当たりの給付費は減っているけれども、被保険者数は減っているから、予算総額としてはそんな減少していない、横ばいだということで、保険税につきましても、今回税率改正で上げさせていただいた部分がございます。その中でそんなに保険税は減らないで、収支バランスは保たれるような予算編成をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 保険税は、毎年かなり波があります、調べたら。25年約7億8,000万円、26年7億円、27年が1億円も減っていますよね。何でこんな300人ぐらいの変動しかないのに所得によってこんなに減るのか、その波があるのかなというふうに私は思っていますが、28年で7億4,000万円、今回6億8,000万円ということですが、加入者は減っているけれども、負担という言葉を使いますが、負担している税額はそんなには変わらないというふうに思うのです。そこで、私は27年の第3回定例会で一般質問しまして、法改正によって国保に対する財政支援が拡充されたということで市の影響額どれぐらいですかという、かなりあるのではないですかということで、国としては3,400億円ということで、これは大体被保険者1人当たり1万円相当するのではないかとということで質問しましたら、やはり市長のほうもそういう答弁されています。

それで、そのやりとりの中で、最終的にどういう数字になるかというのはわからないけれども、1,700億円が翌年から3,400億円ということで、かなり全国的に国保会計が大変なので、都道府県化される前に援助しようということで国が法改正したわけです。それで見ると、1,700億円で見ると、これは前倒しの分ですけれども、二千数百億円だというふうに答弁されていて、3,400億円になれば5,000万円なのか、6,000万円なのかというあたりで1万円弱ぐらいの負担の軽減にはなるのではないかとことが言われているわけです。29年度からなるというふうに何か課長答弁になっていましたけれども、これちょっとおかしいのではないかなと思うのですが、それで239ページを見ると、一般会計からの繰入金というのがありますよね。さっき薄田委員が質問した中でも、最後の一般会計の繰入金は4,500万円というのはよくわかります。それで、今私が言った保険基盤を安定化するための国からの支援というのはどこに入るのですか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 丸山委員のご質問にお答えいたします。

まず、国の財政支援ということで、28、29年度で1,700億円ずつ、3,400億円ということで、国の保険者支援と保険税、保険料の軽減支援ということで計上されてございます。国の社会保障費1,400億円削減の関係で29年度の1,700億円が若干後ろにスライドするような形には変わりました

けれども、実質的には1,700億円を国が被保険者に財政支援するということでは変わりはありません。これにつきまして市の来年度予算におきまして、軽減分も含めて1款の国民健康保険税に反映させてございます。軽減の状況といたしましては、国保世帯約4,200世帯でございます。そのうち軽減世帯ということで7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、約50%、2,200世帯の軽減額が約9,000万円ほどの軽減措置がなされるということで見込んで、この国民健康保険税の予算を計上させていただいております。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） こういうふうにご答えられるとちょっとわかりづらいのですが、早い話が確かに25年、26年までの保険基盤安定繰入金ということで見てもいいのですよね、国から出ていて。

○市民生活課長（田部雅之君） はい。

○委員（丸山孝博君） そうすると、1億5,700万円、1億円程度だったのですよね、25、26と。それが27になると1億5,700万円、28になるとまた同じように1億5,700万円ですか、ということで4,000万円くらいは保険基盤安定繰入金がちょっと増えているなどというのはこの数字だけを見るとわかるのですが、でも私が27年に質問した内容から見るとちょっと少ないのではないかと思うのです。前年対比だけで考えて私は単純にしているだけなのですけれども、26年が1億1,500万円だったのが27年から入ることだったので、1億5,700万円になりました。4,200万円増えました。これわかります。だけれども、4,200万円くらいしか増えないのですかということなのです。もっと増えてもいいのではないかということなのです。これは、だから一旦一般会計から来るときに、一般会計のほうからちゃんと金よこさなかったのではないかなみたいな気もしてならないのですが、本当に国が3,400億円を支援したというのがもうちょっと数字にあらわれるべきではないかと思うのですけれども、だってよそでは保険税引き下げたなんていうところだってあるのですよね。ところが、これでも足りなくてどんどん、どんどん基金を取り崩しているわけ、2億円あったのが180万円しかなくなるなんて、そういうことがあり得るのかな。どんどん、どんどん基金を取り崩さなくても、一定程度国から来るお金で何とか国保の収支をできるのではないかというふうに見られていたのではないかなと思うのですけれども、どこでどうなったのかわかりませんが、保険税はそんな変わらない。給付費は変わらない。では、どこが問題かといえば国から来る金によってちょっと操作されているのかなと私は勘ぐってしまったのです。ただ、その中には基金の取り崩しというのは当然出てきているようではございますけれども、もうちょっと保険基盤安定繰入金という内容というのは、これは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということですが、これとはまた別でしょう、国から来る3,400億円というのは。どうなのでしょう。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 保険基盤安定繰入金につきましては、29年度1億5,523万7,000円を計上させていただいております。その内訳として、先ほど申し上げたとおり、保険者、市の支援分と被保険者の支援分がございます。被保険者の軽減分ということでございますけれども、被保険者分が9,936万2,000円を見込んでございます。それを県が4分の3、市が4分の1ずつ出すということになっています。ですから、この1億5,523万7,000円のうち9,936万2,000円分が被保険者の軽減分、保険者、市の支援分ということで5,587万5,000円を見込んでございます。これについては、丸山委員おっしゃったとおり、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、合わせて1億5,523万7,000円ということで計上させていただいたものでございます。あくまでも保険基盤安定繰入金につきましては、28年度の決算見込みベースで歳入計上をさせていただきまして、法定負担割合に応じた繰入金ということで計上させていただいたものでございますので、過不足なり、齟齬があるとかというふうには考えてございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私が27年の第3回定例会のときに質問したのは、国が負担軽減するために予算措置したが、市はどうなりますかということで、市長答弁では、財政支援による本市における影響額等についてであります。国は平成29年度以降所得者の方々に対する支援とあわせて医療費の適正化に向けた取り組み、支援や財政リスクの分散のための支援として総額3,400億円程度の公費負担を予定しているというふうに言われているのです。そうすると、29年度というのは今審議している内容なのですけれども、それはその3,400億円というのは29年度でどれぐらいというのはわかるのですか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 財政支援ということで国費が1,700億円で、その1,700億円が胎内市の配分としてどれぐらい来るかというご質問かと思えます。これにつきましては、きちんとした形でまだ金額的なものは精査できていないのですけれども、保険者支援分ということでの2分の1負担ということを、今回の29年度予算に計上している金額の中では、2,793万7,000円の予算ということになるかと思えます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 最後の数字もう一回。

○市民生活課長（田部雅之君） 2,793万7,000円です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 国から大きなお金が支援されるということは前からわかっていたのですけれども、であれば29年度予算編成に当たって胎内市でどの程度見込んだらいいかということは、当然国、県のほうから説明があつていいのではないですか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 丸山委員おっしゃる国、県からの1,700億円で市町村配分はどれくらいになるかということについて、国、県等からの来年度予算計上に当たっての通知文書ですとか、そういうものが来てございません。ですので、きちんと国、県のほうにそういう財政支援について市町村配分がどうなっているのかについて問い合わせ、要求した上で、当初予算の中で2,793万7,000円見込んでいるわけですけれども、それ以上のものが今後財政支援として市町村に配分されるのかどうかも含めて確認した上で、補正予算等の計上も含めて考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 先ほどの薄田委員の質問に関連したことでちょっと気になった件ですけれども、30年から国保財政が県に運営が委託された場合、市町村によって保険料のばらつきが出てくるといような話でしたけれども、国保財政と医療サービスのバランスというのが課題だと思いますけれども、医療サービスの面でも保険料のばらつきと同じような格差というのが出てくるのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 先ほど申し上げたとおり、新潟県内の市町村によって最大で医療格差1.7倍あるということがございます。当然1と1.7で保険税、保険料が1.7倍のところは高くなるということにはなろうかと思えますけれども、そのばらつきを当初は均一した保険税、保険料でスタートしないわけですので、激変緩和したいということで、今県と市町村のワーキング部会で議論しているということになってございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） ちょっとわからないので、教えてもらいたいのですが、231ページの前期高齢者交付金ありますよね。これは、今団塊の世代の人たちがどんと65歳から74歳までの今ピークに来ているのかな。私もことしから65になるのだけれども、こういう大量に入ってくる、その医療費負担の不均衡をならす意味での財政調整というふうな解釈でいいのでしょうか。これの算定というのは、例えば前年度こうだから、ことしでこの予算がぼんと反映するというやり方ではないよね。さっきちらっと言ったよね。ばらつきで見込み的な感じで、例えば2年後にちゃんと出てくるとかというふうなあれで増えるか減るかというのもそのときにならないとはっきりわからないというのはこれですか。その算定方法というか、やり方ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者65歳から後期高齢医療保険制度に移行する直前の74歳までの方が、先ほど62%ほど国保には60歳以上の方が入っていると申し上げましたけれども、多くいらっしゃいます。国保の65歳から74歳の所得、保険税は

低いわけです。でも、前期高齢者ということで65から74歳の方に係る医療費はいっぱいかかるといふことで、国保財政が非常に厳しいという中で、保険者間の年齢構成の不均衡を是正するために、前期高齢者交付金ということで、現役世代の協会健保ですとか、健保組合に加入されている被用者保険から現役世代の給与から天引きされている保険料をいただいたものを、国保に社会保険診療報酬支払基金からいただいて保険者間の不均衡を調整するというもので、10億円ほどいただいていると、交付されているといふことで、この算定方式につきましては、前々年度の国保の医療給付費と各被用者保険、健保組合、協会健保の保険料の収入等を調整として交付されるというものでございます。

○委員（渡辺宏行君） 前々年度、2年前といふこと。

○市民生活課長（田部雅之君） そうです。

○委員長（高橋政実君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） ちょっと損得の話して申しわけないのだけれども、例えば私はずっと会社の健保に入っているわけ。65になって74歳まで入ろうとしているわけ。国保に途中で切りかわったほうがいいのか、そのまま入っていて国保に迷惑かけないようにそのままいったほうがいいのか、損得からしたらどうなのでしょう。例えば今そういう人も結構出てくると思うのだけれども、迷惑かけないでそのまま健保に入っていたほうがいいのかね。

〔「所得によって違う」と呼ぶ者あり〕

○委員（渡辺宏行君） 所得によっても違うと思うのだけれども、でも途中で鞍がえするよりはいいよね。違うかね。

○委員長（高橋政実君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 渡辺委員さんであれば、協会健保ではなくて組合健保といふことで、大企業の方が加入されている組合健保、その健保の保険料率といふのが決まっていると思います。その率と胎内市の国保税の所得割と均等割と平等割の率を比較して渡辺委員の収入がどれぐらいあるのかといふことを掛けて試算してみないと、どっちが得かといふのは私今のところ申し上げられません。

○委員（高橋政実君） 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「いい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑ないので、以上で議第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第2号 平成29年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議ないので、これより採決します。

議第2号は原案のとおり可決すべきと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ただいまの委員長の宣告に対し異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議第2号は原案のとおり可決すべきと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋政実君） 起立多数と認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第3号 平成29年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第3号 平成29年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第3号に付すべき意見の聴取を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第4号 平成29年度胎内市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。
榎本委員。

○委員（榎本文雄君） 329ページ、報酬、介護保険運営協議会委員報酬、そしてまたこっちのほうのところにも339ページ、節の13、地域リハビリテーション活動支援事業委託料、どこに委託しているのか。あとその下、報酬、地域包括支援センター運営協議会委員報酬とありますけれども、この委員の方々は重複しておられますか、おりませんか、お聞きします。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

初めに、介護保険の運営協議会の委員報酬でございます。こちらにつきましては、5,900円掛ける委員11人分を5回ということで計上させていただいております。介護保険運営協議会の委員の審議内容でございます。介護保険に関する施策の評価、事業計画の評価、分析等につきまして審議をいただく形になっております。また、次年度今度介護保険の計画につきまして第7期計画の策定を予定してございます。そこにつきまして審議いただくという形のものでございます。

続きまして、委員の重複に関しましては、医師会のほうからお願いしているものがございまして、医師会の代表の医師といたしまして、重複されている方が1名ございます。また、事業所関係でございます。社会福祉協議会でありますとか、愛広苑、やまぼうし等につきましては、事業所のほうの事務長さんでありますとかということで、重複されている方が3名重複されてございます。

地域包括支援センターの運営協の内容につきましては、包括の事業計画、運営に関するものを審議いただくということ、また包括の評価、運営について評価いただくという形になりますし、包括の運営、今現在4包括がございます。その4包括での受け持ち分担等、適正な運営がなされるように、その辺の審議をするという形のものでございます。

あともう一点でございます。地域リハビリに関するものでございます。これは、新年度の新たな事業となります。こちらにつきましては、社会福祉法人板額の里を委託先と予定しているものでございまして、そちらにつきましては、板額の里のほうでPT、理学療法士2名を確保できるということで、その対応をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 委員が重複しているようなところもあるというようなことですが、国保の場合も人数はどうなのですか。国保のほうは30万7,000円ばかりでしたけれども、以前は介護保険も国保も皆審議委員一緒であったような記憶がします。重複しているということに対しての私のちょっとした疑問なのですが、重複しているのだったら、経費を削減するためにも、介護保険審議委員と国民健康保険重複していてもいいのですけれども、介護保険の審議委員なくして、こっちのほうの国民健康保険と重複してもらえばかえっていいのではないかなと思うし、それから包括支援はこれは事業所があるわけですから、それはできないなというような感じですが、国保と一緒に審議委員重複している部分もあるのだし、したほうがこの経費もどっか支払わなくても済むのではないかなというような単純な私の考えですが、どうですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えさせていただきます。

こちらにつきまして国保と重複ということですが、今確認いたしましたところ、国保も

医師会のほうの代表者の方ということで、その1名の方が重複ということになりますけれども、基本的に介護保険と国保というところでの違いでございますので、そこにつきまして同一開催というのにはできないものでございますので、こちらのよう形での重複はいたし方ないのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 306ページなのですけれども、上から2つ目の保険給付費1億9,150万円減額になってはいますけれども、私勝手に考えて確認なのですけれども、減額になった理由というのは、平成27年度から介護報酬が2.27%マイナスになってはいますし、あとその同じ年のたしか8月ぐらいに介護サービスを受けている方の自己負担が、280万円以上の年金をもらっている方の負担割合が2割に変更になりましたけれども、この辺のものがこういうふうな給付費が減ったということに影響しているのでしょうか。2年前なので、その辺ちょっと確認します。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

被保険者数につきましては増加をしておりますが、ただ給付費は減少しております。認定者は少しずつ微増の増加傾向をたどっておりますが、介護の度合いの低い方のサービス量が多くなったということが要因ではないかと思っております。

○委員長（高橋政実君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） そうしますと、介護の度合いの低い人、必要なことが低い人が増えたということは、予防のほうに効果があらわしているということなのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 費用負担的に申しますと、要介護認定者数は増えてはおりますけれども、現状を申しますと、要介護認定がついている方よりも要支援1、2と、要は軽度の方が増えているという状況が見られているところでございます。ですので、今後介護予防をさらに力を入れて対応していかなければならないのかなというふうに考えております。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 予算書のここだというのはないのですが、ちょっと全般についてお伺いさせていただきます。実は先週の新潟日報3月10日金曜日なのですが、「特養13%ベッドあき」という見出しで出ていまして、中身見ましたら、全国の特養で職員確保が難しいなど体制不備を理由にベッドにあきがある施設は13.5%に上るという記事でした。胎内市は、特養といたら2カ所ですか、とっさか100、あとやすらぎ50ですか、という今の施設あるのだと思いますが、その胎内市の特養の運営状況、あきがあるのか。あともう一つ、待機者、特養は物すごく入居要望が強いわけですが、その状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

胎内市の状況を申しますと、あきがあるのかといいますと、現状ではあきはございません。また、待機者数につきましても、こちらは平成28年4月1日現在の数字になりますが、広域型を含めた重複して申し込んでいる方が317名、重複をしないで実人数として求めますと134名ということで、100名以上の方が現状も申し込みはされているという状況でございます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。

それから、胎内市の高齢者施設の定員数ということで資料いただいているのですが、いただいたのが2015年5月なのですが、胎内市で事業所数で41カ所、定員数で1,286人ということで資料もらって、いろいろな施設ですね。今介護の施設で一番問題になっているのが人員不足と質の低下だというふうに言われているのですが、胎内市今41カ所ですか、あと1,286人収容定員というふうに言われて、現状についてという部分をお伺いいたします。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

今ほど委員おっしゃられたとおりの事業所数、定員数でございます。胎内市におきましては、事業所数が41カ所ございまして、総定員数で1,286名という状況でございます。こちらのところにつきまして、現状で人材不足というのが問題になっているかといいますと、現状のところ充足できていると、対応できているところでございます。また、質の低下ということでありますが、各種研修等を実施をさせていただきながら質の向上を目指しているところでございまして、そちらにつきましても、各事業所においても適切に対応をとっていると考えております。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。今定員数言われたのですが、定員目いっぱいというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 今ほど申し上げましたとおり、あきもない状況でありまして、待機者の方もいられるという状況ございまして、施設的にはもう少し欲しいところだろうというふうには考えてございます。ただ、種別によりまして、全くあきがないというところではございませんので、例えばショートでございまして、認知症のグループホームでありますとか、そういうところにつきましても、若干の余裕もあるところもありますので、その辺のほうの調整もできればと考えているところでございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 4月から始まる新総合事業について伺いますが、336ページ、これがいわゆる新総合事業の予算だということでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） そのとおりでございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、2,400万円、これを賄う歳入というのはどこ見たらいいのですか。今度要支援1、2を介護保険から外して各市町村の裁量で単独でやることになったわけですね。それで、幾らかの負担を求めるわけですが、その歳入というのはどこを見たらいいいのかということなのです。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

こちらのほうの財源につきましては、336ページに財源内訳が示されてございます。こちらの介護予防・生活支援サービス事業費に対しまして、財源内訳としまして、特定財源、国、地方債、他特定財源と書いてございます。こちらのほうの国県の支出金、特定財源というもので賄うというもので……失礼いたしました。こちらにつきまして、まず国庫のほうでございます。312ページの第2項国庫補助金の2目地域支援事業交付金がその一つでございます。これが国庫でございます。はぐりまして314ページの5目地域支援事業支援交付金がそれに当たるものでございます。また、はぐりまして316ページ、2項の県補助金、1目地域支援事業交付金でございます。ちなみに、財源構成の割合につきましては、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%、1号保険者保険料が22%、2号保険者保険料が28%という割合になってございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） わかりました。それで、新総合事業の利用者ということになるのですけれども、これはケアマネジメントの必要な訪問介護、それから通所介護サービスということは継続して利用できるようにして、期間を区切ってもう卒業だよということはしないと思うのですけれども、その辺はどう考えていますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 今ほど委員がおっしゃいましたとおり、卒業というところにつきましては、考えてございません。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、平成29年4月1日、すぐですけれども、一斉移行ではなくて、認定更新者から順次ということで、新年度ではどれぐらいの人数予定していますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

4月1日から順次更新時期に到達された方から対応していく形になります。実態としてどのような形になるのか、人数についてはあくまで想定でございますが、訪問介護利用サービスの方が

57名、通所のほうが81名、こちらが最大人数ではないかと想定しているところでございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、今要支援1、2という人というのは400人くらいということだと思うのですが、今何人くらいですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 要支援1、2の合計の方で、こちらは4月1日、当初になります。が、438名でございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） こういう方々が該当してくるということになるのですけれども、この前も土曜日、ある町内にお邪魔して総会に行ったのですけれども、町内単位でこういう人たちを今度は、市のほうで呼ばれてボランティアの研修会受けてきましたという方々が保健推進委員ですか、の人たちが何人か発言していて、これは責任がどうなるのだろうみたいなことで懇談するときに聞かれて、かなりボランティアに依拠する部分が、講習も20時間でしたか、受けたとかといって各町内、集落の方々の代表が集まってやりましたよね。それを地域で支え合って、ボランティアで要支援1、2だった人を今度は面倒見なくては大変になったのだと、大変だというふうに言われていますが、実際ボランティアをどれくらい今人数養成されていますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 生活支援というものについてボランティアの方の力を活用させていただくというのが、まずは大きな流れとはなっております。現在そういうボランティアという形で講習等受講していただいている方が今30名でございます。こちらにつきましても、まずは健康構想等もあるわけでございますので、その辺のほうを見きわめながら、できるだけ増やしていくという対応を順次とっていければと考えているところでございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 最後ですが、新総合事業の事業費についてなのですけれども、今数字はいろいろ出ているのですけれども、国は自然増で年五、六%の伸びを見込んでいて、後期高齢者の数の伸びを年3から4%以下に抑えるように示しているというふうに言われています。胎内市における事業費の考え方、これからどんどん増えていくと思うのですけれども、見込みと額について伺います。もう一つ済みません、それで上限というのがあるのかどうか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） まず、1点目、伸びという形ではありますが、三、四%というところと考えてございます。あともう一点の事業費の上限につきましても、胎内市の今の計画の中におきましても、次年度の構想の中では上限はクリアできると想定しているところでございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 上限がクリアできるということは上限があるのですよね。それで、それを理由に利用者の現行サービスを低下させることをしてはならないと思うのです。だから、将来的にこれが上回るようであれば、当然一般会計からの繰り入れということを想定した上で考えていく必要があると思いますが、その辺はどう考えますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、まずは可能な限り上限の中でできるような運営を考えていかなければとは思っておりますけれども、あくまでも利用者の皆様方のサービスというものの質を低下させないようにということも考えなければなりませんので、そこにおきましては、市からの繰り出し等につきましても、状況によっては検討していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本文雄君） 339ページの13節委託料、一番下の認知症高齢者見守り事業委託料、これは任意事業となっているのだから、ボランティアみたいな形なのだろうけれども、日常の子守りをするのは大変なのだけれども、各家庭でもそうですけれども、どういったことをやっておられるのか。月何回ぐらい。毎日うちに閉じ込めっ放しではあちこち徘徊して歩く方もおるわけですが、その成果というものはいかほどですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えさせていただきます。

こちらの認知症高齢者見守り事業委託料という形でございますが、こちらにつきましては、市内の4包括で高齢者の一番大きなものは相談支援でございます。また、ケースワークの対応という形で委託をしているものでございます。あとその他取り組みといたしまして、介護者の会及び交流会等を開催するもの、あとは今認知症カフェという形で、認知症の方の介護をされている方の相談等を対応させていただくという形で認知症カフェを実施させていただいているというものでございます。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第4号 平成29年度胎内市介護保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議ないので、これより採決します。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第5号 平成29年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、債務負担行為及び地方債、一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 375ページの下の方の18節の備品購入ということで、今回デジタル画像診断システム600万円ほどで購入されるということなのですが、どんな診療を目指すのかなというのをお聞かせください。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 備品購入費で600万円ほど計上しておりますが、中身がデジタル画像診断システムと内視鏡洗浄消毒装置2つを購入したいと考えております。デジタル画像診断システムのほうなのですが、こちらは今までレントゲンを撮影したものをフィルムによって現像しているというアナログ方式を採用してございまして、経年劣化によって修理もアナログ方式のほうはなかなか難しいということになってございました。時代の流れがアナログからデジタル画像ということになってございますので、こちらのほうも辺地債を活用してこちらの診断システムを購入することによりまして、デジタル化ということですので、患部であるとか、その目的のところの画像処理がすごく鮮明になりますので、診断精度の向上が図れるということで対応してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 時代の流れということでございましょうから、それは非常にいいことだと思うのですが、大体地域医療でレントゲンを撮って使われるのは年間どのくらいあるのかということと、いつごろ購入されるのかという2点お願いします。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） レントゲンでございまして、昨年度で111名撮られていました。今年度は110名を超えていますので、恐らく120名ぐらいになるかと思っております。また、購入のほうは財源が辺地債を活用したいというふうに考えてございますので、県のほうのヒアリングを終えて、辺地債の活用が県のほうから内示といたしますか、確かに借り入れすることができますよとい

う意思表示を受けてからを考えてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） だから、そういう辺地債活用はわかるのですけれども、大体いつごろからこういうふうなシステム導入、大体でいいですよ、そんな詳しく要らないのですけれども、その辺をわかれば、わからなければいいのですけれども、お願いします。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 辺地債と県の補助金の併用も考えておりますので、10月以降というふうに考えてございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 今ほどの医療器具、医療機器の充実を図っていくということをお聞きしました。363ページの一番上、医科使用料、診療収入で前年度より200万円ぐらいですか、低くなっています。医療器具充実を図るということ的前提の中で診療収入を低く見ている原因、その説明と、今後どういった医療方針をもって行うのかお尋ねいたします。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） まず、医科使用料のほうでございまして、12月末現在で昨年度と比較してみました。そうしますと、28年度につきましては、利用者が2,697名でございまして、昨年と比較しておよそ1,000人近い方が、利用者が減ってございました。その理由なのですが、まずやすらぎの家の嘱託医をしてございます。以前は、話を聞くだけで患者数にカウントして診療報酬なりをいただいていたけれども、現在は対面して話を聞くということは変わりはないのですけれども、そこで先生が診断すべきと判断した人だけ診療費をいただきながら患者数にカウントしているということでございまして、以前の先生のやり方と今の先生のやり方はどちらも適法ではあるのですけれども、今の先生のほうのやり方を踏襲といいますか、それをしていきますと、およそ医科使用料のほうはこの予算のとおり減っていくかなというふうに見込んでございません。

今後の診療方針といいますか、そちらのほうなのですが、まず私ども健康づくりの施策として、市としても今年度胃がん検診の受診率向上に努めていきたいと、力を入れていきたいと考えています。先ほど備品購入で胃カメラ洗浄機を購入するというのを申しましたけれども、その洗浄機を購入することによって胃カメラ検診の集団検診をすることが可能となります。そういった市民の利便性の向上といいますか、その辺をまずは前面に打ち出して行って、利便性向上を通じてまず身近な診療機関であるということ意識していただく。その上で事があればその診療所を利用していただければなというふうに考えてございます。まずは市民の利便性のほうを考えてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 初日の説明のときに聞き忘れたかどうか申しわけないですけども、黒川の診療所は大変大事なところだと思うのですが、歳入で繰入金で一般会計から2,120万円ですか、ありますよね。これはどういう根拠になるのですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） まず、歳出はこの計上したとおりなのですが、歳入につきましては、診療収入、あるいは歯科診療収入、鍼灸マッサージ施術収入ということで見積もりまして、その足りない部分、財源の、診療収入だけで賄えればいいのですけれども、それだけでは足りませんので、その差額分を一般会計からの繰入金で賄うというふうに考えてございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そういうことだと思うのですが、今後もこういう形で一般会計から繰り入れて、黒川診療所をきちっとやはり守っていくとか、やっていくということが私は当然だと思うのですが、これは討論的になってしまう。そうすると、国保だってこれだけで全体予算の19%ですよね。後から出てくる地域産業振興事業だって特別会計だけれども、一般会計繰り入れしてやっているわけなのですけれども、国保も、戻って申しわけないのだけれども、それなりに一般会計ということから出すのが悪いみたいな認識皆さん持っているかもわからないけれども、こういう黒川診療所を維持していくためにも一般会計が必要だという議論についてはみんな認めるけれども、そうではなくて国保についても、やはり国保が低所得者が多い中で、これは維持していくためにも一般会計ということは、今回足りない部分の半分くらいは一般会計入れたけれども、負担をさらに求めるのかということからすると、黒川診療所と同じように、まさか黒川診療所の人だけ治療費を上げるわけにいかないということだから、国保は上げられるから上げるのだけれども、そういう考え方、全体的な予算の考え方、市長はどういうふうに考えていますか。

○委員長（高橋政実君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 丸山委員おっしゃるとおりなのですが、これらの特別会計出しているところあるわけでありまして。いずれにしましても、一般会計の財政事情を勘案するのでありますけれども、国保も一般会計から出したいというのはやまやま、私100%頭にあるわけでありまして、いずれにしましても、6年間この基金を取り崩して市民の方々に迷惑かからないようにということに進んできたわけでありまして、先ほど市民生活課長説明したとおり、大体中間よりちょっと上にいるということでありまして、何とか市民の方に国保財政につきましてご理解得ながら、また来年度に向けてはどのような形がいいのか、これはきちんと出すべきことは出しながら、財政力もありますが、その辺勘案しながらまた進ませてもらいたいと思っております。今回繰り入れていないということでもないわけでありまして、少しでもできる限り市民の負担ないように

これから考えていきたいと思っております。ただ、あくまでも6年間値上げしなかったわけでありますので、その辺十分ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 363ページの鍼灸マッサージ使用料120万円、月10万円の使用料ですけれども、利用人数いかほどか。それと、1人当たりの診療は幾らかかっているのか。

もう一点、375ページの職員手当等ですけれども、ちょっとわからないのが初任給調整手当496万6,000円、これはどういうことでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） まず、はり、きゅう、マッサージの利用者の数でございます。

こちらのほうも直近データで12月末データで申し上げたいと思うのですが、利用者は615名でございます。こちらは、昨年度と比較して4名ほど増えていますが、ほぼ平年並みということでございます。1人当たりの医療費でございますが、1,500円程度でございます。

最後の質問、初任給調整手当でございますが、これは一昨年医師が正職員となりまして、その分を初任給調整手当という職員に対する手当の項目が1つございまして、それを加算して医師のほうに支払うというようなものでございます。

○委員長（高橋政実君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今はり、マッサージ1人当たり約1,500円と聞きましたけれども、それは保険きくと思うのですけれども、本人負担は幾らぐらい。

○委員長（高橋政実君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 自己負担ですが、1割の方で154円、3割の方で462円、はり、きゅうのほうでございます。マッサージになりますと、1割の方が138円、3割の方で413円ということになります。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 昨年より1時間おくれでありますので、第5号についての質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第5号 平成29年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議がないので、これより採決します。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第6号 平成29年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第6号 平成29年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

議第6号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第7号 平成29年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑ないので、以上で議第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第7号 平成29年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議ないので、これより採決します。

議第7号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第8号 平成29年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について質疑を行います。
予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第8号 平成29年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議ないので、これより採決します。

議第8号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第9号 平成29年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑がないので、以上で議第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第9号 平成29年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議がないので、これより採決します。

議第9号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了します。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は明日、午前10時より議第10号から議第12号までの審査を行います。

なお、採決及び委員会として付すべき意見の聴取も議案ごとに行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分 散 会